

平成 28 年 11 月 24 日

各 位

一般社団法人沖縄県木材協会
理事長 長堂 昌太郎

《公印省略》

合法木材利用促進法（クリーンウッド法）セミナーの開催について

当会の運営につきましては、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年 5 月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」については、来年 5 月の施行に向けて、現在、林野庁、国土交通省、経済産業省において法律の運用に必要な省令等の検討が進められております。

そこで、当協会では広く関係事業者の皆さんにこの法律への理解を深めていただき、新たな枠組みによって民間需要も含めた合法木材の一層の利用推進を図るため、関係者の方々を対象としたセミナーを下記の要領で開催しますのでご参加くださるようご案内いたします。

なお、参加を希望される方は、来る 12 月 12 日（月）までに別紙申込書にて当協会事務局へ FAX(098-863-6431)でお申し込みくださるようお願いいたします。

記

開催日時：平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 2 時～4 時 30 分

開催場所：カルチャーリゾートフェストーネ（案内図別紙）

住所：宜野湾市真志喜 3-28-1 TEL：098-898-1212

定 員：100 名

主 催：（一社）沖縄県木材協会 / （一社）全国木材組合連合会

※セミナーの内容

1. 木材の合法性証明ガイドラインとクリーンウッド法について
説明者：（一社）全国木材組合連合会担当者（予定）【1 時間程度】
2. 合法木材利用促進法（クリーンウッド法）の概要と今後について
説明者：林野庁担当者（予定）【1 時間程度】
3. 質 疑

※同封参考資料：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律について
（一財）日本木材総合情報センター発行：木材情報（2016 年 9 月掲載）

※お問い合わせ

（一社）沖縄県木材協会事務局 TEL：098-868-3656 FAX：098-863-6431

合法木材利用促進法（クリーンウッド法）セミナー

参加申込書

申込日：平成 28 年 月 日

貴機関名（事業所名）：_____

ご担当者：_____

TEL：_____

※ご出席者（役職名：ご氏名）

役職名	ご氏名

※平成 28 年 12 月 12 日（月）までに FAX（098-863-6431）でお申し込み下さい。

※定員：100 名（定員に達し次第、締め切りますのでご了承下さい）

※申込先

（一社）沖縄県木材協会事務局

TEL：098-868-3656

FAX：098-863-6431

「合法木材利用促進法（クリーンウッド法）」セミナー 会場案内図

開催日時：平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 2 時～4 時 30 分

《フェストーネの駐車場は、他の研修会等で駐車台数が限られますので、お早めにお越し下さい》

カルチャーリゾートフェストーネ（宜野湾市真志喜 3-28-1・098-898-1212）



合法伐採木材等の流通及び利用の 促進に関する法律について

長久 安佳音（林野庁林政部木材利用課貿易第一班担当課長補佐）

本年5月20日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(法律第48号)(以下、合法伐採木材等流通利用促進法)が公布された¹。本法は、国内における合法に伐採された木材及び木材製品の流通及び利用を促進することを目的とし(法第1条(目的)参照)、その結果として違法伐採の抑止を期するものである。

本年4月、議員立法案として国会に提出され、衆議院、参議院ともに全会一致をもって可決、成立した。本法の施行は公布から1年後の平成29年5月20日となっており、現在、本法を所管する農林水産省、経済産業省、国土交通省が実施に必要な省令づくりを進めている。本稿では、本法の公布に到る背景と経緯、及びその概要を紹介する。なお、ご紹介している内容については、今後、本法の省令の検討に応じ変更がある得ることをお断りする。

1. 法律制定の背景と経緯

違法伐採について、国際的に確立された定

義は存在しないが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すと考えられている。具体的には、例えば、正規の許可を受けていない伐採(許可された量・サイズ以外の伐採を含む)、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等が挙げられる。世界の違法伐採の現状には様々な推計があり数値のばらつきが大きいですが、例えば、国際刑事警察機構(INTERPOL)²は、世界の木材貿易の15~30%、額にして毎年300~1,000億米ドルという数値を紹介している。

日本は、中国、米国、EUに次ぐ世界第4位の木材輸入国・地域であり、違法伐採のリスクがあるとされる国々を含む多くの国々から木材・木材製品を輸入している。このことから、責任ある消費国として違法伐採対策を講じることを国内外から求められている。これまでも、日本は、「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的な考え方に基づき、取組を進めてきた。平成18年には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称、「グリーン購入法」)」(平成12年

(目的)

第一条 この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採(以下「違法伐採」という。)及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。

5月31日法律第100号)の基本方針を改定し、政府調達の対象とする木材・木材製品に³ついて合法性を要件とした⁴。この合法性の確認に当たっては、林野庁が同年作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下、合法木材ガイドライン)に準拠することとされた。

合法木材ガイドラインでは、木材・木材製品の合法性の証明について、

- ①森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法、
 - ②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法、
 - ③個別企業等の独自の取組による証明方法、
- の3つの方法を示している。このうち、最も活用されているのが②で、森林・林業・木材産業関係団体が自主的行動規範を作成し、これに則って合法性、持続可能性を証明した木材・木材製品を供給する当該団体の構成事業者を認定する。認定事業者は、その取り扱う木材・木材製品のうち、合法性・持続可能性が証明されたものを分別管理し、出荷の際には自らの証明書を付して出荷することで、証明書を認定事業者間で「繋ぐ」ことによって最終調達者に証明材を届ける仕組みとなっている。これまでの10年間の各団体による不断の努力の積み重ねにより、平成27年度末には、認定を行う団体数は151、認定事業者数は12,338に達し、証明材の供給体制が全国に浸透している。近年では、政府調達のみならず、大手企業を中心に民間企業においても合法木材ガイドラインに準じた調達行動がみられる。

グリーン購入法及び合法木材ガイドラインに基づく取組は成果を上げてきたものの、政府調達のみが義務であり地方自治体や民間の調達については拘束力がないことから、不十分であるとの指摘がなされてきた。また、近年、米国、EU、豪州などが、違法伐採対策

のための法律を導入し⁵、企業に対し、その取り扱う木材が違法伐採由来でないことを伐採国のリスクに応じ十分に確認するよう求めたことや、違法伐採材を扱った場合に禁固刑や高額の罰金といった厳しい罰則を取り入れたこともあって、主要な木材輸入国である日本においても、違法伐採対策を強化すべきとの認識が高まっていった。こうした中、自民党林政小委員会においては、平成27年4月から7月の間に5回の議論を実施し、農林水産戦略調査会、農林部会、林政小委員会の合同で「違法伐採対策の一層の強化に向けた中間とりまとめ」(平成27年7月3日)を行い、「違法伐採対策制度検討ワーキングチーム」を設置し、議員立法も視野に制度面や支援策を検討することとなった。このワーキングチームは、吉野正芳林政小委員会委員長を座長とする18名の自民党国会議員から成り、衆議院法制局、関係省庁を交え、平成27年7月から平成28年4月にかけて9回の議論を実施し、関係業界団体からのヒアリングも経て、議員立法案をとりまとめた。並行して、公明党、民進党においても議論が進められ、民進党でも法律案の検討がなされたが、最終的には与野党調整の結果、1つの案として国会に提出された。

2. 合法伐採木材等流通利用促進法の概要

本法では、「木材関連事業者」が、自ら取り扱う「木材等」について合法性の確認を促すことにより、合法に伐採された木材の流通及び利用を促進するため、国が「基本方針」と合法伐採木材等の利用に関する「判断の基準」を定めることとしている。その上で、木材関連事業者に対して、木材等の合法性に係る判断を行う企業内の仕組み(合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置)を導入することにより、取り扱う木材等について合法性の確認を求めている。この

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

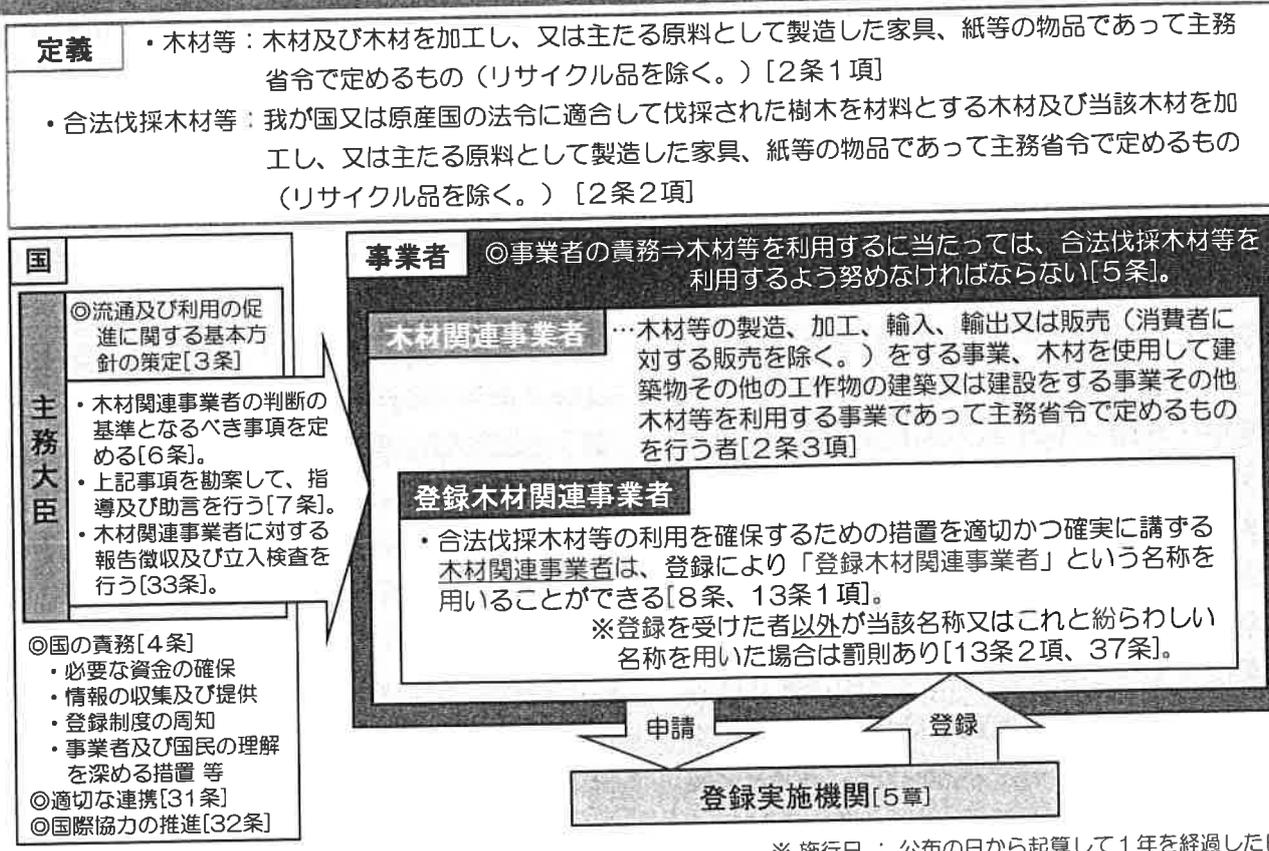


図1 合法伐採木材等流通利用促進法の体系

「木材関連事業者」には、丸太や製材、合板を取り扱う業者のみならず、紙や家具等の取り扱い業者や、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設を行う建設業者も含まれており、需要側においても、合法に伐採された木材の利用を促すものとなっていることが特徴である。また、本法では、上記の合法性の確認を行う木材関連事業者が、国の登録を受けた「登録実施機関」へ登録を行う任意の登録制を設けている。登録を受けた事業者は、「登録木材関連事業者」を独占的に名乗ることができ、それ以外の事業者によるこの名称の使用は罰金の対象とされている。なお、登録の申請に際しては、事業者は「合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲」を明らかにし、この範囲に限って「登録木材関連事業者」の名称を使用

できることとなる。

本法は、木材関連事業者による合法性の確認を促すものであり、木材等自体について合法・違法の判断を行うものではない。取り扱う木材等の合法性が確保されているか否かについては、国が提供する関連情報等を踏まえて、木材関連事業者自らが判断を行うこととなり、判断の責任は、一義的に、木材関連事業者に帰することとなる。本法では、登録木材関連事業者や木材関連事業者が違法伐採木材等を取り扱った場合の罰則は定められていないが、木材関連事業者が「判断の基準」を踏まえ必要な措置を取らずに、違法伐採木材を取り扱っていたことが分かった場合には、指導・助言や報告・立入検査の対象となることがあり得る。また、登録木材関連事業者が、登録実施機関から、本法に定める「判

断の基準」を踏まえ必要な措置を適切かつ確実に講ずる者ではないと判断された場合は、登録実施機関から登録を取り消されることとなる。このように、欧米のような厳しい厳罰は設けられていないが、流通の川下まで含めた幅広い段階において合法的な木材等の利用を促すことで、積極的な需要の喚起に繋げることが効果的と考えられる。

木材関連事業者の「判断の基準」については、「取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項」を省令で定めることとされている（法第6条）。これを受け、省令では、木材等について、製品名、伐採国、数量、供給元、供給先等の一般的な情報と、法令の遵守に関する書類を確認することを求めることが基本となると考えられる。合法木材ガイドラインとの関係については、この確認のための方法の一つとして、合法木材ガイドラインに基づいて行われる合法性の証明を活用できるようにすることを検討している。

上記のように、本法では、「木材等」や「木材関連事業者」が何を指すのかや、「判断の基準」、「登録実施機関」の事務の内容、木材

関連事業者の登録の詳細など、運用に必要な具体的事項の多くが省令に委任されている。省令については、現在、農林水産省、経済産業省、国土交通省で検討中であり、今後、法律の施行に向けて、パブリックコメント等の手続きを経て定めることとなる。

参考文献等

- 1) 条文は以下の参議院ホームページを参照。
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/pdf/s051900291900.pdf>
- 2) <http://www.interpol.int/Crime-areas/Environmental-crime/Projects/Project-Leaf>
- 3) 紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材（製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、合板型枠）
- 4) 原木の「伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること」が求められる。但し、間伐材、林地残材、小径木である場合は除く。（「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月閣議決定）より）
- 5) 米国の改訂レイシー法（2008年）、EUのEU木材規則（2013年）、豪州は違法伐採禁止法（2014年）など。